

川内村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 2,862	千円 5,609,253	千円 256,600	千円 523,583	% 9.3	% 19.1

(注) 人件費には村長、副村長、教育長、議会議員、各種審議会委員、臨時職員等に支給される給与・報酬等が含まれる。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

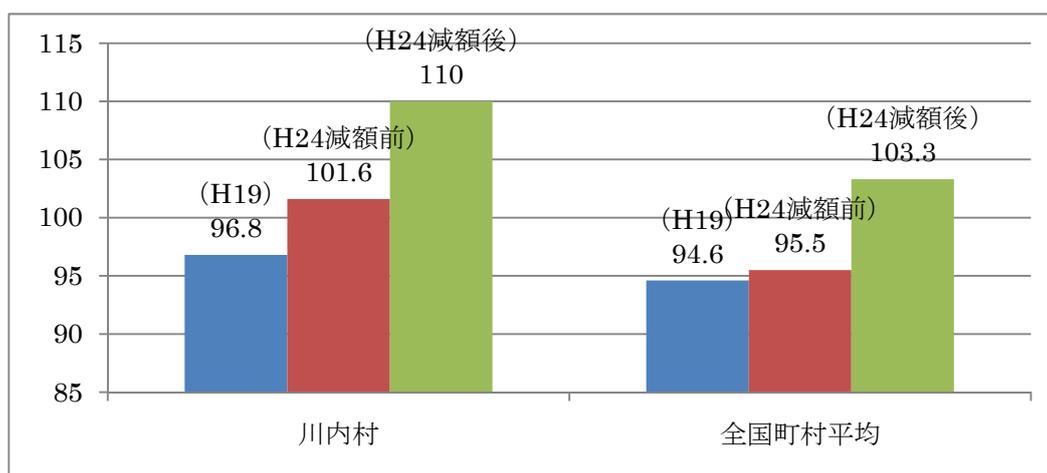
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 54	千円 200,092	千円 19,743	千円 72,425	千円 292,260	千円 5,412	千円 6,044

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、23年4月1日現在の職員数から特別会計部門の10名、教育長及び派遣職員2名を除いた人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

1) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
24年度	円 386,022	円 381,317	円 4,705	% —	% —	% —

(注) 月給については、県、国ともに勧告が見送られた。

2) 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
24年度	月 3.90	月 3.90	月 0.00	月 —	月 3.90	月 3.95

(注) 特別給については勧告が見送られた。

2 一般行政職給料表の状況 (24年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	137,900	188,900	226,700	266,400	294,300	326,200
最高号給の給料月額	247,900	313,700	361,500	282,800	298,500	325,000

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (24年4月1日現在)

1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
川内村	40.4 歳	320,700 円	371,391 円	342,325 円
福島県	43.7 歳	345,500 円	426,067 円	375,710 円
国 (減額前)	42.8 歳	329,917 円	—	401,789 円
国 (減額後)	42.8 歳	304,944 円	—	375,710 円
類似団体	46.8 歳	358,000 円	395,100 円	381,428 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額 (国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値 (減額前) である。

(2) 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）

区分	川内村	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100 円	181,800 円
	高校卒	142,500 円	146,900 円
			163,987 (172,200) 円
			133,418 (140,100) 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（24年4月1日現在）

区分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	256,400 円	307,300 円
	高校卒	— 円	271,300 円
			365,400 円
			319,600 円

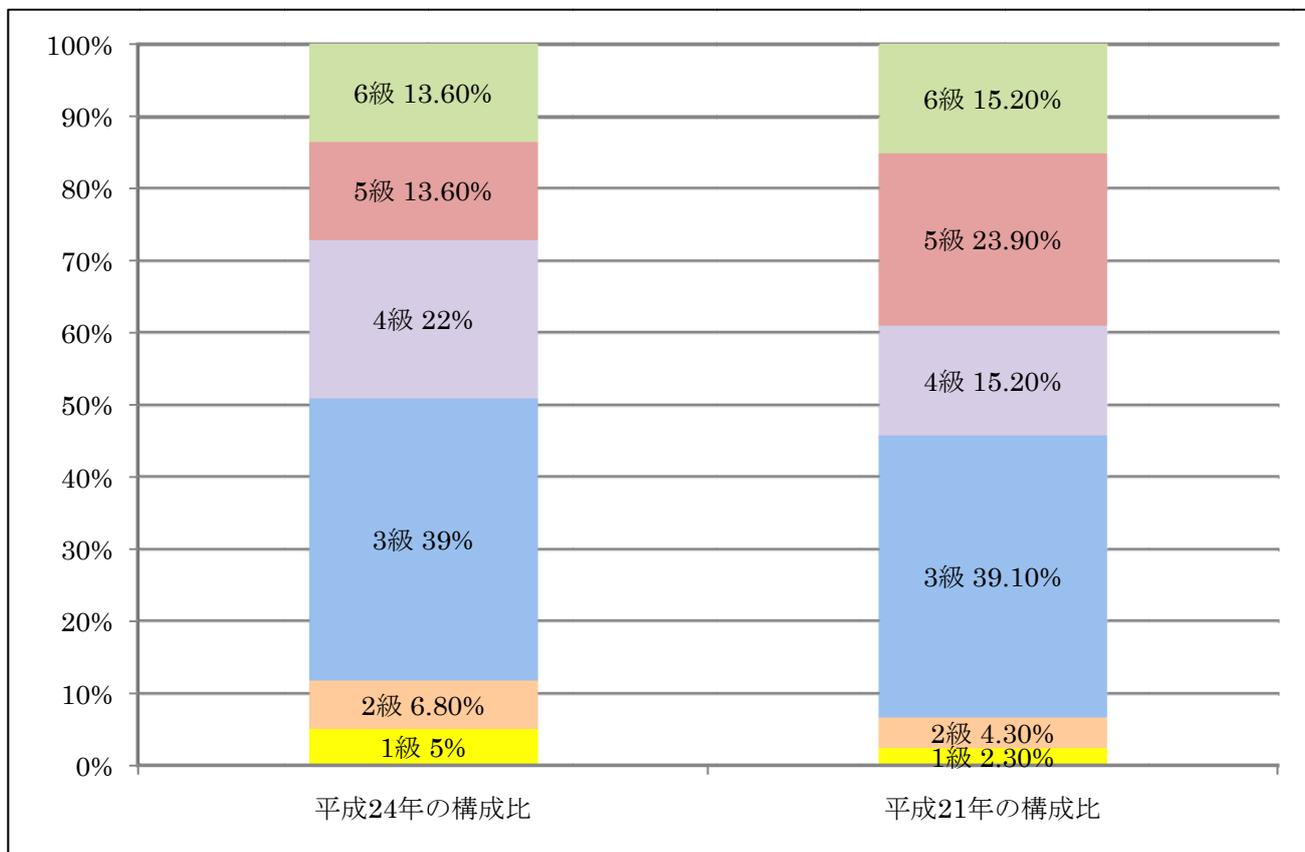
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・保育士・准看護師	3 人	5.0 %
2 級	副主査・保育士・保健師・看護師	4 人	6.8 %
3 級	主査・保育士・保健師・看護師	23 人	39.0 %
4 級	主任主査・主任保健師・主任看護師・主任保育士	13 人	22.0 %
5 級	主幹	8 人	13.6 %
6 級	参事・課長	8 人	13.6 %

(注) 1 川内村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川内村	福島県	国
1人当たり平均支給額（23年度） 1,341 千円	1人当たり平均支給額（23年度） 1,644 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(+23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。川内村には現在再任用職員はいない。

(2) 退職手当（24年4月1日現在）

川内村	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 2～20%加算) 1人当たり平均支給額 — 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) 26,818 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%		%

(4) 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）	2,193 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	99,659 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	33.3 %		
手当の種類（手当数）	4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	左記業務に従事した職員	防疫作業時従事したとき	日額 500 円
行旅死病人取扱業務に従事する職員の特殊勤務手当	左記業務に従事した職員	[1]行旅病人を扱った場合 [2]行旅死体を処理した場合	[1]1件 1,000 円 [2]1件 10,000 円
死犬等の処理に従事する処理に従事する職員の特殊勤務手当	左記業務に従事した職員	死犬等の処理に従事したとき	1件 500 円
東日本大震災に係る災害応急作業等手当	左記業務のため立ち入りした職員	警戒区域内に立ち入りし業務に従事したとき	日額 2,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	5,113 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	94 千円
支給実績（22年度決算）	6,608 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	132 千円

(6) その他の手当（24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者：13,000円等	同じ	—	8,101 千円	144,660円
住居手当	借家等に居住している職員 (月額9,500円を超える家賃を支払っている者に限る) 上限額：27,000円	一部異なる	支払家賃 9,500円 以上を対象	27 千円	27,000円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通遊具を使用することを常例とする職員に支給 交通機関：55,000円以下は運賃相当額 自動車等：通勤距離に応じた額	一部異なる	支給額	2,372 千円	42,357円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で指定する職にある職員に支給 職員の級及び職の区分に応じた額	一部異なる	支給額	2,316 千円	386,000円
宿日直手当	宿直または日直勤務に従事した場合に支給 日額：4,200円	一部異なる	支給額	966 千円	17,250円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する 6時間まで6,000円	一部異なる	支給額	36 千円	36,000円

6 特別職の報酬等の状況（24年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	村 長	527,200 円 (703,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 624,600 円/501,000 円	
	副 村 長	421,500 円 (562,000 円)	559,000 円/459,000 円	
報 酬	議 長	243,000 円 (270,000 円)	266,000 円/224,000 円	
	副 議 長	208,000 円 (232,000 円)	215,000 円/176,000 円	
	議 員	196,200 円 (218,000 円)	193,000 円/161,000 円	
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(23年度支給割合) 2.90 月分		
	議 長 副 議 員	(23年度支給割合) 2.90 月分		
退 職 手 当	村 長 副 村 長	(算定方式) 給料月数×在職年数×0.48 給料月数×在職年数×0.29	(1期の手当額) 12,146,688 円 5,867,280 円	(支給時期) 任期ごと 任期ごと
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成23年	平成24年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	災害対策対応のための復興対策課設置による人事配置にともなう増減
		総務	19	20	1	
		税務	5	4	-1	
		民生	6	5	-1	
		衛生	2	6	4	
		農水	9	7	-2	
		商工	1	2	1	
		土木	4	3	-1	
	小計	47	48	1		
		教育部門	10	9	-1	
	小計	10	9	-1		
公営企業等 会計部門		病院	6	5	-1	
		その他	4	4	0	
		小計	10	9	-1	
合 計			67 [70]	66 [70]	-1 [0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（24年4月1日現在）

区分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	1人	2人	7人	14人	10人	6人	4人	6人	4人	10人	2人	66人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数 (率)
	19年	20年	21年	22年	23年	24年	
一般行政	52	52	49	48	47	48	-4 (92%)
教育	8	8	11	10	10	9	1 (113%)
普通会計計	60	60	60	58	57	57	-3 (95%)
公営企業等会計計	10	10	11	13	10	9	-1 (90%)
総合計	70	70	71	71	67	66	-4 (94%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(教育長・医師も含まれます)